

広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第二十二号

#### 広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 広島県議会個人情報保護条例（令和五年広島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「保有個人情報」とは、広島県議会事務局（以下「議会事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、議会事務局の職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書（広島県議会情報公開条例（平成十四年広島県条例第二十五号）第二十条及び第四十五条において「情報公開条例」という。）第二条に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>5―9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十二条第五項において「番号利用法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11―13 (略) 第十二条 (利用及び提供の制限) 第十二条 (略) 2―4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第十七条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第三項において「</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「保有個人情報」とは、広島県議会事務局（以下「議会事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、議会事務局の職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書（広島県議会情報公開条例（平成十四年広島県条例第二十五号）第二条に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>5―9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）以下「番号利用法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11―13 (略) 第十二条 (利用及び提供の制限) 第十二条 (略) 2―4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号まで及び第二十九条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第十七条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報フ</p>

個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

一一九 (略)

2 (略)

一 (略)

イ 議会の議員若しくは議員であつた者又は議会事務局の職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ロート (略)

二・三 (略)

3 (略)

(開示請求権)

第十八条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(訂正請求権)

第三十一条 (略)

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手續)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第三十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報

が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められていると

「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

一一九 (略)

2 (略)

一 (略)

イ 議会の議員若しくは議員であつた者又は議会事務局の職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ロート (略)

二・三 (略)

3 (略)

(開示請求権)

第十八条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求(以下この章及び第五十九条において「開示請求」という。)をすることができる。

(訂正請求権)

第三十一条 (略)

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第五十九条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手續)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第三十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報

が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定

<p>きは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>3 (利用停止請求の手續) 第三十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(審査会への諮問) 第四十五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号に掲げる場合を除き、情報公開条例第二十条の規定により置かれる広島県議会情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>一―四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(適用除外) 第五十八条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第四節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第五十九条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>められているときは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第五十九条において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>3 (利用停止請求の手續) 第三十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(審査会への諮問) 第四十五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号に掲げる場合を除き、広島県議会情報公開条例第二十条の規定により置かれる広島県議会情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>一―四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(適用除外) 第五十八条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四章（第四節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第五十九条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>
<p>第二十条 広島県議会個人情報保護条例の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう</p>	

に改正する。

改正後

<p>(定義) 第二条 (略) 2―9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第十二条第五項において「番号利用法」という。）第二条第九項に規定する特定個人情報をいう。 11―13 (略)</p>	<p>(利用及び提供の制限) 第十二条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者若しくは警察本部長、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第二条第八項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p>	<p>(略) 第三十八条 第一項第一号 又は第十二条 第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき</p>	<p>(略) 第十二条第五項 の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第二十九条の規定に違反して作</p>
--	--	--	---

改正前

<p>(定義) 第二条 (略) 2―9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第十二条第五項において「番号利用法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。 11―13 (略)</p>	<p>(利用及び提供の制限) 第十二条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者若しくは警察本部長、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第二条第八項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p>	<p>(略) 第三十八条 第一項第一号 又は第十二条 第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき</p>	<p>(略) 第十二条第五項 の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第二十九条の規定に違反して作</p>
--	--	--	---

(略)	(略)	成された特定個人情報 情報ファイル (番号利用法第 二条第十項に規 定する特定個人 情報ファイルを いう。)に記録 されているとき
(略)	(略)	成された特定個人 情報ファイル (番号利用法第 二条第九項に規 定する特定個人 情報ファイルを いう。)に記録 されているとき

第三条 広島県議会個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六十三条 議会事務局の職員若しくは職員であつた者、第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十三条 議会事務局の職員若しくは職員であつた者、第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第六十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第六十五条 議会事務局の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十五条 議会事務局の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和七年四月一日

三 第三条の規定 令和七年六月一日

(経過措置)

2 前項第三号に掲げる規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。